

令和 年 月 日

東北経済産業局長 宛

所属機関名又は事務所名 :

申請者氏名 :

令和8年度「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」
及び令和7年度補正予算「事業環境変化対応型支援事業（よろず支援拠点事業）」における
生産性向上支援統括センターに係る応募申請書

令和8年度「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」
及び令和7年度補正予算「事業環境変化対応型支援事業（よろず支援拠点事業）」の実施に
向け、下記の書類を添えて応募いたします。

記

- （1）生産性向上支援統括センター応募申請書（様式1）
- （2）暴力団排除に関する誓約書（様式2）
- （3）その他添付書類

生産性向上支援統括サポーター 応募申請書

本様式は、応募者自身に記入していただく様式です。

※の項目については、本応募に関する連絡先を記載してください。

ふりがな 氏 名	所属機関名又は事務所名
生年月日 年 月 日生 (歳)	役 職

※住所：〒

※電話番号：

※メールアドレス：

主な資格

経歴

(始 期)	(終期・現職)	(職歴)
年 月	年 月	
年 月	年 月	
年 月	年 月	
年 月	年 月	
年 月	年 月	
年 月	年 月	

(1) 生産性向上支援統括サポーターとなった場合に本事業に従事できる日数について

週 程度、年間 日

※週 5 日勤務できない場合、必ず以下にチェックをつけること。

週 5 日勤務に劣らないパフォーマンスを出すように工夫することとします。

(2) 応募資格について（該当するものにチェックをつけること。複数選択可）

<input type="checkbox"/>	①会社等の工場長、部長、課長等の立場で、マネジメント実務経験を有する者
<input type="checkbox"/>	②会社等の製造現場、バックヤード等において、生産性向上（5S、工程改善、省力化、デジタル化等）に関する実務経験を有する者
<input type="checkbox"/>	③生産性向上（5S、工程改善、省力化、デジタル化等）に係る中小企業等支援経験を有する者、または、当該分野において相応の実績を有すると認められる者
<input type="checkbox"/>	④上記①～③に準ずる能力を有する者

(3) 自己PR

①過去に、会社等の工場長、部長、課長等の立場で、組織のマネジメントに取り組んだ経験があれば、その内容を1,000字程度で具体的に記載してください。特に、異なるバックグラウンド・事情を有する複数の部下をマネジメントした経験があれば、具体的に記載してください。

②過去に、自社あるいは支援先企業等の生産性向上（5S、工程改善、省力化、デジタル化等）に取り組んだ経験があれば、その内容を1,000字程度で具体的に記載してください。

③自身が詳しくない分野の業務にも積極的に取り組み、学び続ける意欲・能力を有しているかどうか記載して下さい。過去に、自身が詳しくない分野の業務にも積極的に取り組んだ経験があれば、その内容を踏まえて記載してください。

④中小企業支援にあたり、中小企業の現場の実態に合わせた対応ができる柔軟性を有しているかどうかについて、あなたが感じる中小企業の現場の実態とはどうであるかの認識も含めて記載して下さい。過去に、想定していなかった事態等が起きた場合にも柔軟に対応し、物事を解決に導いた経験があれば、その内容を踏まえて記載してください。

⑤民間企業の業務とは異なる、公的機関における支援業務に順応できるかどうか記載してください。過去に、公的機関における支援業務に取り組んだ経験があれば、その内容を踏まえて記載してください。

令和 年 月 日

東北経済産業局長 殿

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）
申請者氏名

暴力団排除に関する誓約書

令和8年度「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」及び令和7年度補正予算「事業環境変化対応型支援事業（よろず支援拠点事業）」における生産性向上支援統括サポーターに応募するに当たり、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、以下のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき